

平成 31 年 第 3 回豊後大野市農業委員会議事録

1. 日 時 平成 31 年 3 月 15 日（金）午後 2 時 00 分～午後 3 時 15 分
2. 場 所 豊後大野市役所本庁舎 2 階 視聴覚室
3. 出席委員数 12 名
4. 欠席委員数 3 名

会長	15 番	後藤 敏生	出						
委員	1 番	麻生祐三子	出	6 番	津高 昭基	出	11 番	神志那静清	出
	2 番	後藤 綾子	出	7 番	森田 孝市	欠	12 番	工藤 妙子	出
	3 番	田島 茂	出	8 番	小野伊八郎	出	13 番	神田 隆善	出
	4 番	清田 義幸	欠	9 番	衛藤 英教	欠	14 番	安藤 哲生	出
	5 番	木津 一秀	出	10 番	矢野 源平	出			

5. 議事録署名委員の指名

13 番 神田 隆善 2 番 後藤 綾子

6. 農業委員会事務局 職員等

事務局長 衛藤 成史
 係 長 藤田 鉄也
 係 員 藤田 美智 川原 一仁 川野 展弥

7. 議事日程

- (1) 議案第 13 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づく、農用地利用集積計画の決定について
- (2) 議案第 14 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づく、農用地利用配分計画（案）について
- (3) 議案第 15 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- (4) 議案第 16 号 現況証明（非農地証明）について

8. 会議の概要

事務局 会長に報告いたします。本日の出席委員は 12 名です。過半数を超えた委員が出席されており、豊後大野市農業委員会会議規則第 10 条の規定により、会議は成立します。

それでは、これからの進行を豊後大野市農業委員会会議規則第 6 条第 1 項の規定により、会長をお願いいたします。

(1) 開 会

議長 みなさん、こんにちは。本日はお忙しい中に多くの方のご出席をいただきまして感謝を申し上げます。(以下省略)

 皆様方には最後まで慎重審議のうえ、ご決定をお願いしたいと思います。本日はどうぞ最後までよろしくお願いします。

 それでは、先ほどの事務局長報告のとおり、本日の出席委員は12名であります。

 開会に当たり、ここで委員皆さんにお願いをいたします。定例総会での発言の際は、挙手をし、議長から指名があった後に、議席番号と氏名を告げてから発言をお願いします。

 また、その発言につきましては、議事録に記録されることとなりますので、簡潔かつ明瞭をお願いします。なお、携帯電話をお持ちの方はマナーモードにしてください。

 それでは、ただいまから平成31年第3回豊後大野市農業委員会を開会いたします。

(とき：午後2時3分)

(2) 議事録署名委員の指名

議長 日程2の議事録署名委員の指名ですが、会議規則第20条第2項の規定により、私より指名します。13番 神田隆善 委員、2番 後藤綾子 委員、をお願いします。

(3) 報告事項

議長 日程3の報告事項に入ります。

 まず、会長報告及び各種報告であります。平成31年第2回定例総会から本日の平成31年第3回定例総会までの経過につきまして、別紙の資料1にまとめております。

 まずは、資料1をご覧ください。

 その中から、※のついた4点について、3ページから4ページに会長報告をまとめていますので、ご報告いたします。(資料1を朗読)

 私からの報告は、以上です。

議長 続きまして、委員会報告及び委員報告、事務局報告ですが、役員会から報告があります。

 それでは、14番 安藤哲生 副会長 報告をお願いします。

14番委員 副会長の安藤哲生です。2月27日に行いました役員会の結果について、2点報告いたします。まず1点目ですが、農業委員会委員の改選についてです。

 私たち農業委員・最適化推進委員の任期につきましては来年の5月までですが、今年中に公募が予定されています。この件について、のちほど事務局より説明がありますので、よろしくお願いします。

 続いて、2点目ですが、研修旅行について地区審査会でお諮りしたところ、数か所で「アンケートを取ったら」という提案がありましたので、今回皆さんに用紙をお配りし、来月の地区審査会で回収したいと思いますので、ご協力よろしくお願いします。

議長 次に、委員報告が1点あるようです。34番 河野広一 委員に報告をお願いします。

34 番委員 34 番 河野広一です。2 月 22 日、市役所において開かれました平成 30 年度第 2 回人・農地プラン策定検討会に出席しましたので報告します。

まず、担当者から経過報告があり、平成 30 年度人・農地プラン対象集落や町プラン策定に向けての推進状況が報告されました。ちなみに本市のセンサスによる集落数が 323 集落あり、そのうち昨年 10 月末日までに取組を行ったプラン数が 73 となっています。

続いて協議事項に入り、平成 30 年度の人・農地プラン原案の内容検討を行いました。

三重町の中小坂地区、久知良地区、芦刈地区、宮尾地区、清川町の岩戸地区、清川町地区、朝地町の綿田地区、朝地町地区、大野町の大野原地区、津留両家地区、犬飼町の上山奥地区、下山奥地区の合わせて、12 地区のプランの内容を検討しましたが、集落営農が進んでいる集落、認定農業者や新規就農者が存在する集落がほとんどであったため、比較的に中心経営体がしっかりと位置づけられおり、集落の将来設計やビジョンも明確なプランが多かったという印象です。結果として、すべてのプランが適正な内容となっており、妥当であると判断されました。以上報告を終わります。

議長 続いて、報告第 3 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約の通知について、事務局の説明を求めます。

事務局 事務局の藤田です。それでは、事前に配布しています議案書の 1 ページをご覧ください。「報告 3 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約の通知について」（議案書のとおり番号 1 番及び番号 2 番の 2 案件について朗読）以上です。

議長 説明報告が終わりました。この件に関し、質問があれば受けます。

委員 [ありません] の声あり

議長 質問が無いようですので、次に進みます。

(4) 議事

議長 これより、日程 4 の議事に入ります。

議案第 6 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づく、農用地利用集積計画の決定について及び議案第 7 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づく農用地利用配分計画（案）については関連がありますので一括して説明いたします。それでは、提出者の説明を求めます。

農業振興課 農業振興課農政企画係の曲です。それではご説明申し上げます。別冊議案書の 1 ページをご覧ください。議案第 13 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について農用地利用集積計画を別紙のとおり策定するために、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、農業委員会の決定を求める。平成 31 年 3 月 15 日提出 豊後大野市長 川野文敏（議案書に基づいて平成 31 年 3 月 18 日公告予定分を朗読）以上です。

引き続き、農用地利用配分計画について説明させていただきます。5 ページをお開きください。議案第 14 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づ

く農用地利用配分計画(案)について農用地利用配分計画を別紙のとおり策定するために、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、農業委員会の意見を求める。平成31年3月15日提出 豊後大野市長 川野文敏。続く6ページをご覧ください。(議案書に基づいて農用地利用配分計画(案)を朗読)以上です。

議長 提出者である農業振興課の説明が終わりました。

この件につきましては、事前に計画書案をご提示しておりましたので、まず、議案第13号について、これより質疑を許可します。

委員 [ありません]の声あり

議長 他に質疑が無いようでありますので、質疑を打ち切り採決します。議案第13号について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

事務局 挙手全員です。

議長 挙手全員により、議案第13号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり決定されました。

議長 次に、議案第14号については意見を求められております。これより質疑を許可します。

委員 [ありません]の声あり

議長 他に質疑はありませんか、無いようでありますので、質疑を打ち切り採決します。議案第14号について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

事務局 挙手全員です。

議長 挙手全員により、議案第14号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく農用地利用配分計画(案)については、原案のとおり、問題ないいたします。

議長 ここで、休憩いたします。農業振興課の職員の方は退席をしてください。ありがとうございました。

(とき、午後2時19分)

議長 それでは、再開します。

(とき、午後2時20分)

議長 次に議案第15号 農地法第3条の規定による許可申請について、を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局 それでは説明します、事前に配布しています議案書の2ページをご覧ください。
「議案第15号 農地法第3条の規定による許可申請について」

(議案書のとおり、番号1番から番号7番までの7案件について朗読)

議長 事務局の説明が終わりました。ここで、番号1番から番号7番までの7案件について、地区審査会の報告を求めます。

それでは、番号1番の1案件を16番 長野文重 委員にお願いいたします。

16番委員 16番 三重の長野文重です。

3月7日に行いました三重地区審査会の審査結果を報告いたします。番号1番の案件についてですが、譲渡人 ●●●●さんから譲受人 ●●●●●さんへの贈与による所有権移転であります。譲渡人は相続により農地を取得しましたが、県外在住で農地の管理ができないため、これまで申請地の管理をお願いしていた譲受人に相談しました。譲受人も自宅に近く利便性が良いことから贈与で話がまとまり、今回申請を行ったものです。譲受人の権利取得後の経営面積は、104アールとなり下限面積の40アールを超えています。また、不許可要件の7項目に該当するものはなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。以上、報告します。

議長 次に、番号2番の1案件を19番 伊藤睦雅 委員にお願いいたします。

19番委員 19番 三重の伊藤睦雅です。

3月7日に行いました三重地区審査会の審査結果を報告いたします。番号2番の案件についてですが、譲渡人 ●●●●●さんから譲受人 ●●●●●さんへの売買による所有権移転であります。譲渡人は病気がちで、耕作継続が困難になったため、昔から親交のある譲受人に相談しました。譲受人も、自宅に近く利便性が良いことから、売買での話がまとまり、今回申請するものです。譲受人の権利取得後の経営面積は、194アールとなり下限面積の40アールを超えています。また、不許可要件の7項目に該当するものはなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。以上、報告します。

議長 次に、番号3番の1案件を22番 三代敦士 委員にお願いいたします。

22番委員 清川の三代敦士です。

3月6日に行いました清川地区審査会の審査結果を報告いたします。番号3番の案件についてですが、譲渡人 ●●●●●さん、●●●●●さんから譲受人 ●●●●●さんへの売買による所有権移転であります。譲受人は建築会社の役員を務めています。会社の規模拡大のため新規事業の着手を検討し、役員で協議した結果、農業を同時進行する計画を立て、知人に法人の所在地である清川町六種周辺で農地の紹介を依頼しました。譲渡人も、●●●さんは高齢のため今後の管理に不安があり、申請地は最低限の管理しか行っておらず、●●●さんは一部現在耕作しているものの、市外在住で体調不良もあり今後の管理に不安があったため、売買で話がまとまり、今回申請を行ったものです。譲受人の権利取得後の経営面積は62アールとなり下限面積の40アールを超えています。また、不許可要件の7項目に該当するものはなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。以上、報告します。

議長 次に、番号4番の1案件を23番 宮成敏彦 委員にお願いいたします。

23 番委員 緒方の宮成敏彦です。

3月6日に行いました緒方地区審査会の審査結果を報告いたします。番号4番の案件についてですが、譲渡人 ●●●●さんから、譲受人 ●●●●さんへの贈与による所有権移転であります。申請地は譲受人が以前から管理していた農地で、自宅に近く利便性が良いことから、譲渡人に譲って欲しいと相談したところ、贈与での話がまとまり、今回申請を行ったものです。なお、譲受人には別居の子がいますが、平成31年3月で職場を定年退職予定であり将来的に後継者になる予定です。譲受人の権利取得後の経営面積は49アールとなり下限面積の40アールを超えています。また、不許可要件の7項目に該当するものではなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。以上、報告します。

議長 次に、番号5番の1案件を28番 甲斐文義 委員にお願いいたします。

28 番委員 緒方の甲斐文義です。

3月6日に行いました緒方地区審査会の審査結果を報告いたします。番号5番の案件についてですが、譲渡人 ●●●●さんから、譲受人 ●●●●さんへの売買による所有権移転であります。譲渡人は市外在住で後継者もなく、申請地の管理が困難であったので、農地の整理を検討し、これまで申請地の管理をお願いしていた譲受人に相談しました。譲受人も自身の経営地に近く利便性が良いことから売買で話がまとまり、今回申請を行ったものです。譲受人の権利取得後の経営面積は909アールとなり下限面積の40アールを超えています。また、不許可要件の7項目に該当するものではなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。以上、報告します。

議長 次に、番号6番の1案件を29番 古澤正義 委員にお願いいたします。

29 番委員 緒方の古澤正義です。

3月6日に行いました緒方地区審査会の審査結果を報告いたします。番号6番の案件についてですが、譲渡人 ●●●●さんから、譲受人 ●●●●さんへの贈与による所有権移転であります。譲渡人は市外在住で体調も悪く、農地の管理が困難であったので、これまで申請地の管理をお願いしていた譲受人に相談しました。譲受人も自身の経営地に近く利便性が良いことから贈与で話がまとまり、今回申請を行ったものです。譲受人の権利取得後の経営面積は164アールとなり下限面積の40アールを超えています。また、不許可要件の7項目に該当するものではなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。以上、報告します。

議長 次に、番号7番の1案件を37番 衛藤幸也 委員にお願いいたします。

37 番委員 大野の衛藤幸也です。3月6日に行いました大野地区審査会の審査結果を報告いたします。番号7番の案件についてですが、譲渡人 ●●●●さんから譲受人 ●●●●さんへの贈与による所有権移転であります。譲受人と譲渡人は兄弟です。譲渡人は農業後継者として平成14年に父親から贈与で土地を譲り受けましたが、その後、県外へ転出し、農業経営は譲受人である兄が引き継いでいます。今回、譲渡人から譲受人への兄弟間での贈与の話がまとまり、申請をするものです。譲受人の権利取得後の経営面積は、167アールとな

り下限面積の 40 アールを超えています。また、不許可要件の 7 項目に該当するものはなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。以上、報告します。

議長 地区審査会の報告が終わりました。議案第 15 号の番号 1 番から番号 7 番までの 7 案件について、これより質疑を許可します。

委員 [ありません] の声多数

議長 他に質疑はありませんか。無いようですので、質疑を打ち切ります。審査報告は、議案第 15 号の番号 1 番から番号 7 番までの 7 案件については、許可基準の不許可に該当するものはないとの報告であります。

これから採決します。議案第 15 号の番号 1 番から番号 7 番までの 7 案件について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

事務局 挙手全員です。

議長 挙手全員により議案第 15 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についての番号 1 番から番号 7 番までの 7 案件については、原案のとおり許可することに決定されました。

議長 次に、議案第 16 号 現況証明（非農地証明）について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 それでは説明します、事前に配布しています議案書の 3 ページをご覧ください。
「議案第 16 号 現況証明（非農地証明）について」
（議案書のとおり、番号 1 番及び番号 2 番の 2 案件について朗読）

議長 事務局の説明が終わりました。
ここで、番号 1 番及び番号 2 番の 2 案件について地区審査会の報告を求めます。
番号 1 番の 1 案件について、1 番 麻生祐三子 委員にお願いいたします。

1 番委員 緒方の麻生祐三子です。
3 月 6 日に行いました緒方地区審査会の審査結果を報告いたします。番号 1 番の案件については、申請者 ●●●●●さんの非農地証明願いについてであります。申請地は、隣接する宅地に住宅が建っており、敷地の一部で、農地法施行前から庭として利用していました。今回、空き家になった住宅を譲り渡す際に、農地であることが分かったため申請したものです。判断基準は、昭和 27 年 10 月 20 日の農地法施行前より非農地であった土地等、農地法違反ではない非農地に該当します。地区審査会の意見としましては、非農地と判断して問題ないと認められる。となりました。以上、報告します。

議長 次に、番号 2 番の 1 案件を 12 番 工藤妙子 委員にお願いいたします。

12 番委員 大野の工藤妙子です。
3 月 6 日に行いました大野地区審査会の審査結果を報告いたします。番号 2 番の案件に

については、申請者 ●●●●さんから申請のありました非農地証明についてであります。

申請地は、30ha 以上の農地地帯の端に位置しており、第 1 種農地となりますが、申請者は市外在住であり、農地としての管理が出来なかったことから、平成元年 3 月に杉及びヒノキを植林しこれまで山林として管理してきました。今回、第 1 種農地の無断転用となり追認申請ができませんが、県の非農地証明発行基準により、平成 24 年 5 月 11 日以前に山林として転用され、20 年以上経過している事や、農地に復元することにより失われる経済的な損失も大きく、他法令の許可を得る必要もないことから、非農地証明の申請を行ったものです。判断基準は、平成 24 年 5 月 11 日の時点で非農地化後 20 年以上経過しており、無断転用や違反転用であるが、追認等の転用許可ができない土地について、農地に復元することにより失われる経済的な利益、農地以外になった経緯等を総合的に考慮し、農地に復元することが適当ではないと判断した土地に該当します。地区審査会の意見としましては、証明して問題ないとなりました。以上、報告します。

議長 地区審査会の報告が終わりました。議案第 16 号の番号 1 番及び番号 2 番の 2 件について、これより質疑を許可します。

委員 [ありません] の声多数

議長 他に質疑はありませんか。無いようですので、質疑を打ち切ります。

審査報告は、議案第 16 号の番号 1 番及び番号 2 号の 2 案件につきまして、発行基準に該当するとの報告であります。

これから採決します。議案第 16 号の番号 1 番及び番号 2 番の 2 案件について、原案のとおり証明することに賛成の委員の挙手を求めます。

事務局長 挙手全員です。

議長 挙手全員により、議案第 16 号 現況証明（非農地証明）についての番号 1 番及び番号 2 番の 2 案件については、原案のとおり証明することに決定されました。

議長 これをもちまして、平成 31 年第 3 回豊後大野市農業委員会定例総会を終わります。長時間の慎重審議、誠にありがとうございました。

（とき、午後 3 時 25 分）

議事録署名委員 13 番委員

神田隆善

”

2 番委員

後藤綾子